

## 地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する使途状況

平成26年4月1日に消費税率（国・地方）が5%から8%へ、さらに令和元年10月1日には8%から10%へ引き上げられました。この引き上げ分の税収については、社会保障の充実に要する経費に充てるものとされています。

本村の令和5年度一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は次のとおりです。

歳入：地方消費税交付金（社会保障財源化分）・・・ 87,150 千円

歳出：社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費・・・ 1,171,569 千円

(千円)

事業名		令和5年度 決算額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
区分	小区分		国県支出金	その他	地方消費 税交付金	
社会福祉	高齢者福祉費	798,528	465,699	69,667	42,421	220,742
	障害者福祉費					
	児童福祉費 等					
社会保険	国民健康保険	301,769	61,487	0	38,732	201,550
	後期高齢者医療 介護保険 等					
保健衛生	保健衛生 健康増進 等	71,272	32,704	1,364	5,997	31,207
合 計		1,171,569	559,890	71,031	87,150	453,498

※上記において、端数処理により必ずしも合計額と一致しない場合があります。

※決算ベース・地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業区分に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※事務人件費は、決算額から除外しています。